## DVは身近で起きています

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から暴力をふるわれている人がいます。その被害者の多くは女性です。DVは、女性の尊厳を奪い生きる力を弱める人権侵害であり、どんな場合も許されません。DVは家庭内等で起こるため気付きにくいですが、私たちの身近で起きています。



こんな時、 私たちにできること

- 配偶者暴力相談支援センターや警察など、いろいろな機関に 相談できることを教えてあげてください。
- ●「あなたは悪くない」と被害者に伝えてください。

## あなたの身近で、もしかしてDV?

秘密厳守 相談無料

女性のDV 電話相談 相談専用電話

048-642-6699

月~金曜日 10時~17時 ※祝日、年末年始を除く

DV(ドメスティック・バイオレンス) とは・・・

一口にDVと言っても、身体的・精神的・性的・経済的な暴力など、様々な形態があります。 このような暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。



本誌へのご意見・ご感想は男女共同参画課まで。FAX、E-mail、HPでも受け付けています。

平成27年3月1日発行(次号は平成27年10月1日発行)

【編集・発行】さいたま市市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL 048-829-1231 FAX 048-829-1969 E-mail danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp